

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から46年3月まで

私の国民年金の加入及び喪失の手続は、私の夫が自分自身と私の分の手続を一緒に行ってくれたと思う。

加入手続後の国民年金保険料については、夫か私のどちらかが、夫婦二人分をいつも一緒に納めていた。

申立期間の保険料も夫の分と一緒に納めているはずであり、私だけが未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除く保険料をすべて納付している上、納付日が確認できる昭和47年4月から50年3月までのすべての期間の国民年金保険料は現年度に納付していることから、国民年金に対する意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金に関する加入手続は、その夫が行ってくれたはずであるとしていること、及び国民年金保険料はいつも夫の分と一緒に納付していたとしているところ、昭和47年7月に払い出された国民年金手帳記号番号は夫婦連番である上、申立期間直後の46年4月から50年3月までの保険料は夫婦同一年月日に納付されていることが確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号の払出時期において過年度分となる保険料のうち、一部の期間（昭和46年4月から47年3月まで）の申立人の保険料が納付されている上、申立期間の保険料について、申立人の夫は納付済みとなっているのに、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から同年9月までの期間及び平成元年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年7月から同年9月まで
② 平成元年4月

申立期間の国民年金保険料は、私が勤務中に見つけた金融機関で夫婦二人分を同時に納付していたはずなので、その納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料を、すべて納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、先に記録訂正を申し立てた申立人の妻は、未納保険料の納付意識が高かったことから、未納期間の保険料を未納のまま放置しておくこと無く納付したものと考えても不自然ではないとして、申立期間と同一の期間について、納付記録の訂正が必要であるとして既にあっせんされている。

さらに、i) 昭和62年4月から63年6月までの保険料は、夫婦共同一年月日に納付されていることが確認できること、ii) 昭和63年10月から平成2年2月までの保険料については、社会保険庁の納付記録によると、申立人の妻の納付年月日は不明であるものの、申立人及びその妻の保険料は、申立期間を除き過年度納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料については、申立人が夫婦二人分を納付していたとする申立人の供述内容に不自然さは無く、申立人のみが未納であるとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの期間及び同年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から51年3月まで
② 昭和51年10月から52年3月まで

申立人である夫の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、亡き夫自身が行っていたので具体的なことは分からないが、当時、金銭面では困っておらず、加入した以上、途中の期間を未納期間とすることは夫の性格からあり得ないので、申立期間について保険料の納付事実を認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く約32年間にわたる国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立期間①直前の昭和50年4月から同年9月までの保険料及び申立期間②直前の51年4月から同年9月までの保険料は、いずれも納付済みとなっている上、申立期間①及び②の前後を通じて、申立人の仕事や住所に変更は無く、その生活状況に大きな変化は認められないことから、保険料の納付意識が高かった申立人が、申立期間の保険料のみを未納のまま放置していたものとは考え難い。

さらに、申立人の当時の経済状況等においても、申立期間の保険料を納付する上で支障となるような事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月及び同年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月
② 昭和51年10月から52年3月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、亡き夫が行ってくれていたもので具体的なことは分からないが、当時、金銭面では困っておらず、加入した以上、途中の期間を未納期間とすることは夫の性格からあり得ないので、申立期間について保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失後、申立期間を除く約32年間にわたる国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月ごろに払い出されたものと推認でき、申立期間①については過年度納付となるものの、当時、A市では、白紙の過年度納付書を社会保険事務所から預かった上、手書きで作成して交付していたことが確認できることから、その納付書により、さかのぼって納付できたものと考えられる。

さらに、申立期間②については、その前後は納付済期間である上、申立期間①及び②の前後を通じて、申立人及び保険料納付を行っていたとする申立人の夫の仕事や住所に変更は無く、その生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納期間とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、昭和51年4月に国民年金に任意加入し、保険料を納付してきており、これまで一度も未納期間があると言われたことが無かったので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人の国民年金加入期間においては、申立期間以外はすべて納付済期間となっている。

また、申立期間の保険料の納付方法について、申立人は、「A市役所から送付された納付書に記載されていた同市の指定金融機関であるB銀行A支店（現在は、C銀行A支店）で数千円を納付していた。」と具体的に述べている上、当時の納付方法及び存在していた金融機関名とも一致していることから、申立人の供述内容には信憑性^{しんぴやうせい}が認められる。

さらに、申立人は、「申立期間当時には二人の子供を幼稚園に通園させており、公務員である夫も転勤が無かったので、生活上に特段の変化は無かった。」としており、前後の期間を納付しながら申立期間の12か月のみ納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人は60歳到達時の平成17年*月から国民年金に任意加入(平成18年4月からは付加年金にも加入)していることから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年9月までの期間及び41年4月から43年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。また、申立期間のうち、39年10月から41年3月までは免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年4月まで
② 昭和43年12月から44年11月まで

私は、昭和35年ごろ地区会長に勧められたので、私の妻と共に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料をA町役場かA町農業協同組合（現在は、B農業協同組合）の預金口座から納付していた。

また、昭和45年ごろ、^{さかのぼ}遡って申立期間②の国民年金保険料をまとめて納付したことをはっきりと記憶している。

私の妻の国民年金保険加入期間は申請免除期間を除き、すべて納付済期間となっているのに、私だけ申立期間に係る国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年4月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、そのころに、申立人はA町において夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったものと認められる。

また、申立人の妻は、申立期間①において、申請免除期間（昭和39年10月から41年3月まで）を除く期間は納付済期間である上、申立人の長男についても、当該期間のうち、20歳に到達した昭和41年*月以降は納付済期間であることが確認でき、申立人の家族は、国民年金保険料の納付意識が高かったものと認められる上、申立人は平成20年4月に記録が訂正されるま

で、強制加入であった国民年金被保険者資格を昭和36年7月に喪失したこととなっていたが、その時期に申立人が資格喪失する理由は無く、行政側の記録管理に不備があったことがうかがわれることを踏まえると、申立人の保険料も、その妻の申請免除期間と同一の期間（18か月）を除き、納付（30か月及び25か月、合計55か月）されていたものと考えられる。

さらに、申立期間①のうち、申立人の妻の申請免除期間については、その当時、申立人の妻が入退院を繰り返していたとする状況から、保険料を納付することが難しい経済状態にあった可能性がうかがわれるが、申立人の妻のみ免除申請し、申立人は未納のまま放置していたとするのは不自然である。

2 申立期間②について、申立人は、昭和45年ごろにA町で、国民年金加入手続きを行い、保険料を^{さかのぼ}遡って納付したと述べており、申立人は同年4月に厚生年金保険資格を喪失したことに伴って国民年金加入手続きを行ったものとみられるが、その際に付番された別の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の国民年金手帳記号番号払出簿により、C市で払い出されたものと推認できることから、加入手続きを行った市町村については申立人の供述内容と一致しない。

また、当該記号番号における最初の資格取得日は昭和45年4月1日とされており、申立期間②に係る加入状況及び納付状況は、その当時特定されていなかった可能性がうかがえるほか、申立人は、納付金額、納付場所等の具体的記憶が無い。

さらに、申立人は納付場所について、「A町役場か、又は旧A町農協の預金口座から納付した。」と述べているところ、A町役場では「預金口座から国民年金保険料を収納していたか否かについては不明である。」と回答している上、旧A町農協でも「申立人の預金口座の存否は不明である。また、一般的に預金口座から国民年金保険料を納付していたか否かについても不明である。」と回答している。

加えて、申立期間②について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年9月までの期間及び41年4月から43年4月まで期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。また、申立期間のうち、39年10月から41年3月までは免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 3 月の結婚を契機に国民年金に加入し、それ以降国民年金保険料を納付してきたはずであるが、社会保険事務所から申立期間が免除期間になっていることを知らされた。

しかしながら、私には当時、免除申請をした覚えは無い上、国民年金保険料は、役場から送付されて来る納付書によって納期限内に必ず納付していたはずなので、申立期間が申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和 46 年以降、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適正に行っている上、申立期間及び短期間の未納(3 か月)を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間①及び②について、申立人は申請免除手続を行った記憶が無い上、両申立期間の前後の国民年金保険料はおおむね納期限内に納付されていること、及び申立人の住所に変更は無く、生活状況にも大きな変化がみられないことから、両申立期間についてのみ、申立人が申請免除を必要とする経済状況にあったものとは考え難い。

さらに、A 町(現在は B 市)の国民年金被保険者名簿兼検認カードには、申立期間②の直前の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの保険料納付記録欄に、「申免」と記録された後、「追納」及び「現納」と追記された形跡のほか、収納年

月日の記載にも誤りが見られる上、申立期間②に近接する 63 年 3 月は未納と記録されているところ、社会保険庁のオンライン記録では納付済みと記録され、行政側の記録が一致しないなど、行政側の記録管理に不自然さがみられる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録により、i) 申立期間①の申請免除期間については、昭和 60 年 3 月の申請から 6 か月後の同年 9 月に処理されていることから、通常 3 週間程度で終了する申請免除の事務処理が大幅に遅延していること、ii) 申立期間②は、当初、61 年 1 月から 62 年 3 月までの 15 か月の申請免除期間として記録されたが、62 年 5 月に 61 年 1 月から同年 3 月までの期間について免除期間を取り消す訂正処理がされていることなどが確認できることから、行政側の記録管理は適切に行われなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 3 月の結婚を契機に国民年金に加入し、それ以降国民年金保険料を納付してきたはずであるが、社会保険事務所から申立期間が免除期間になっていることを知らされた。

しかしながら、私には当時、免除申請をした覚えは無い上、国民年金保険料は、役場から送付されて来る納付書によって納期限内に必ず納付していたはずなので、申立期間が申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和 46 年以降、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適正に行っている上、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間①及び②について、申立人は申請免除手続を行った記憶が無い上、両申立期間の前後の国民年金保険料はおおむね納期限内に納付されていること、及び申立人の住所に変更は無く、生活状況にも大きな変化がみられないことから、両申立期間についてのみ、申立人が申請免除を必要とする経済状況にあったものとは考え難い。

さらに、A 町（現在は B 市）の国民年金被保険者名簿兼検認カードには、i) 申立期間①に係る昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間について、その表面には、「申免」と記録されているが、裏面の年度別記録欄には「12 か月納付」と記録されていること、ii) 申立期間②の直前の 61 年 1 月から同年 3 月まで

の保険料納付記録欄には、「申免」と記録された後、「追納」及び「現納」と追記された形跡が見られることなど、行政側の記録管理に不自然さがみられる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録により、i) 申立期間①の申請免除期間については、昭和 60 年 3 月の申請から 6 か月後の同年 9 月に処理されていることから、通常 3 週間程度で終了する申請免除の事務処理が大幅に遅延していること、ii) 申立期間②は、当初、61 年 1 月から 62 年 3 月までの 15 か月の申請免除期間として記録されたが、62 年 5 月に 61 年 1 月から同年 3 月までの期間について免除期間を取り消す訂正処理がされていることなどが確認できることから、行政側の記録管理は適切に行われなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から9年3月まで

私は、平成7年4月ごろにA町役場で平成7年度の申請免除手続を行った際、同町役場の担当者から、2年分の免除申請書2枚を渡され、押印して提出したことをはっきりと記憶している。

さらに同年12月ごろから体調を崩したので、生活保護を受けていたが、翌8年7月に生活保護が打ち切られた後、すぐに国民年金保険料の納付書が届いた。このため、A町役場に確認したところ、窓口担当者に「このままで大丈夫ですよ。」と言われたので、きちんと免除の手続がされているものと安心していましたが、その後、申立期間が未納期間になっていることを知った。

しかし、私は、申立期間以前から毎年国民年金保険料の免除申請をしておき、申立期間についても、間違いなく申請免除手続を行ったはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立期間前後の期間については、平成6年4月以降、申立期間を除いた約15年の長期間にわたってすべて申請免除期間及び法定免除期間となっていることから、申立人の国民年金制度に係る意識は高かったものと考えられ、免除制度について理解があった申立人が、申立期間のみ免除申請を行わなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の前年の平成7年4月にA町において申請免除手続を行った状況、及び8年7月に生活保護が廃止（国民年金の法定免除が非該当）となり、国民年金保険料の納付書が送付されてきた際に町役場へ行った状況を明確に記憶しており、同町では2年分の申請免除を受け付けていたか否かについては不明であるとしているものの、申立内容に不合理な点は見当たらない。

い。

さらに、申立人が平成8年7月に町役場へ行った時に、窓口担当者から「このままで大丈夫」と説明を受けたとしていることを踏まえると、町では申立人に対して、同月以降の保険料納付に係る免除申請の意思を確認した上で、既に預かっていた免除申請書をもって免除手続を行ったものと考えられる。

加えて、申立人は、平成6年度及び7年度の国民年金保険料の申請免除が承認される状況にあった上で、平成7年12月からは生活保護が支給されていた状況から、申立期間に係る申請免除の所得審査の対象となる7年分所得は、免除が承認される水準にあったと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年6月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月1日から20年6月1日まで

男子の軍需産業への配置転換政策により、昭和19年2月にA社に勤務し、20年6月に徴兵されたため同年5月末に退職したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

同時期に一緒に入社した同僚を覚えているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に同時に入社した者として名前を挙げた同僚4人のうち連絡の取れた同僚は、「私も申立人と同様に軍需産業への配置転換政策に基づき、申立人が名前を挙げている同僚4人と併せて5人一緒に昭和19年2月1日に当該事業所に入社した。」と供述している上、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある同僚も申立人が同時に入社したとする同僚と一緒に勤務していたと供述している。

また、前述の連絡の取れた同僚は、「昭和20年3月末に退職した際に、申立人は当該事業所に引き続き勤務しており、その後徴兵されたと記憶している。」と供述しているところ、B県庁が保管する陸軍兵籍簿によると、申立人は昭和20年6月25日に徴兵されてC市の部隊に入隊したことが確認でき、申立人の当該事業所への入社及び退社の経緯等の主張は信ぴょう性が高いものと判断できることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが

認められる。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人と同期入社と同僚4人は昭和19年2月1日に連番で払い出されていることが確認できる上、前述の連絡の取れた同僚は、「昭和19年2月から退職する20年3月まで申立人と同じD業務担当として一緒に勤務していた。」と供述しており、社会保険事務所の記録により19年2月1日から20年4月1日まで厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

一方、社会保険業務センターが保管する同期入社と同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳には、当該事業所における被保険者名簿が火災焼失していることから資格喪失日が照合不能と記載されており、現存する名簿はその後復元されたものであることが確認できる。また、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり火災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務していた事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性も否定できないと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合的に考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時は保険出張所)に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年6月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が

見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

北海道厚生年金 事案 1392

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和40年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から41年4月12日まで

昭和40年7月にA社のB営業所に入社し、41年5月まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司、複数の同僚及び取引会社の社員の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社のB営業所に勤務していたことが認められる。

また、当時の当該事業所のB営業所長は、「昭和40年4月から47年3月までB営業所長として勤務し、申立人を正社員として40年7月21日付で採用したと記憶している。」と供述している上、当該所長及び同僚は、申立期間当時、B営業所における正社員は申立人を含め5人であったとしているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人を除く4人については、いずれも当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、前述の所長は「当時、正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入していたと思う。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人とほぼ同時期の昭和41年4月に当該事業所に入社したとする同僚は、同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格取得している上、39年12月に別の事業所を退職し40年1月に当該事業所に途中入社したとする別の同僚の資格

取得も同年1月4日であることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立期間前後に当該事業所の本社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚7人に照会したところ、試用期間があったことをうかがわせる供述は無い上、このうち申立人と同職種のC業務を行っていたとする同僚二人が記憶する入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期が一致していることから、申立期間当時、当該事業所では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人の当該事業所に係る昭和41年4月の標準報酬月額の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は昭和53年7月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も不明と供述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 1393

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、41万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から5年10月31日まで
申立期間は、A社に勤務し、月40万円以上の給与を受給していたが、年金記録によると、申立期間の標準報酬月額が引き下げられているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は41万円と記録されていることが確認できるところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年5月31日の約7か月後の7年1月4日付けで、4年12月1日から5年10月31日までの標準報酬月額が、さかのぼって26万円に減額訂正されていることが確認できる上、5年9月から当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった6年5月31日までに被保険者資格を喪失した申立人を除く9人についても、7年1月4日付けで標準報酬月額をさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人の雇用保険受給資格者証により、申立期間に係る給与は約41万円であり、社会保険庁のオンライン記録に当初記載されている標準報酬月額に見合う給与が支給されていたことが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間において当該事業所の取締役であるが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる約7か月前及び当該減額訂正処理が行われた約14か月前の平成5年10月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、当該事業所において雇用保険の被保険者記録が確認でき、当時の事業主及び複数の同僚は、「申立人はB

業務担当であり、厚生年金保険の手続には全く関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から41万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失に係る記録を昭和33年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月21日から33年3月1日まで
昭和32年4月1日から34年11月26日まで、A社B支店に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。
この間、転勤や仕事の内容に変化は無く、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社本社において昭和32年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月21日に資格を喪失後、33年3月1日にA社B支店において厚生年金保険の被保険者資格を再取得しており、32年12月から33年2月までの申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、申立人及び複数の同僚の厚生年金保険の加入記録から判断すると、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年3月1日前においては、B支店に勤務する社員についても本社において厚生年金保険の被保険者とする取扱いであったと認められるところ、同日付けをもって、申立人及び同僚14人の計15人がB支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、このうち申立人及び同僚12人の計13人は、いずれも32年12月20日から33年2月14日までの間において、本社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年3月1日にB支店において厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、申立期間当時、A社B支店に勤務していた13人のうち、所在が確認

できた3人に照会し、2人から回答を得られたところ、いずれも「申立人は仕事の内容に変化は無く申立期間以前から継続してB支店に勤務していた。」と供述しており、申立人は申立期間においてA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、当該同僚2人のうち1人は、「自分の厚生年金保険の加入期間も昭和32年12月21日から33年3月1日までの期間は未加入となっている。この期間に転勤や仕事の内容に変化は無く、給料の額にも変化が無かったので、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う。申立期間当時の給与等の手続きはC市の本社で継続して行われていた。」と供述している。

加えて、申立人及び同僚の供述から、申立期間当時、B支店に勤務していたと認められるB支店長に係る社会保険事務所の記録によれば、同支店長の厚生年金保険の被保険者期間についても、申立期間と同じ期間について未加入となっていることが確認できることから、事業主は、B支店が厚生年金保険の適用事業所となる前に、本社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社本社及び同社B支店における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、平成8年3月から同年9月までは26万円、同年10月から9年7月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月4日から9年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、厚生年金保険の加入期間である平成8年3月から9年7月までの標準報酬月額が間違っているため、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間のうち、平成8年4月分から9年7月分までの給与明細書を所持しており、当該明細書から、申立人は月額26万3,000円の給与支給を受け、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われる場合には、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び実際に支給されていたと認められる報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を標準報酬月額として認定することとなる。

2 申立期間のうち給与明細書が現存する平成8年4月から同年9月までの標準報酬月額については、給与明細書で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、共に26万円

あることから、当該期間の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが妥当である。

また、給与明細書が現存する平成 8 年 10 月から 9 年 7 月までの標準報酬月額については、給与明細書で確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は 26 万円であるものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は 24 万円であることから、当該期間の標準報酬月額を 24 万円に訂正することが妥当である。

3 申立期間のうち給与明細書が現存しない平成 8 年 3 月の標準報酬月額については、申立人は、雇用保険の被保険者記録により、A 社に平成 7 年 9 月 14 日から継続して勤務していたことが確認できるところ、申立人は、「勤務期間を通じて勤務実態に変化は無く、給与支給額は固定給（26 万 3,000 円）であった。」と供述しているとともに、給与明細書に記載されている報酬月額もすべて 26 万 3,000 円となっていることが確認できる上、申立期間当時は、共に勤務していた同僚も「申立期間当時の給与は固定給であった。」と供述していることから判断すると、直後の同年 4 月の報酬月額及び保険料控除額と同額であると推認できることから、上記のとおり特例法に基づき認定する 8 年 4 月から 9 年 7 月までの標準報酬月額のうち、直後である 8 年 4 月の標準報酬月額をもって 26 万円に訂正することが妥当である。

4 なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成 8 年 4 月から 9 年 7 月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本部における資格取得日に係る記録を昭和32年4月24日に、資格喪失日に係る記録を同年9月13日とし、申立期間①に係る標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本部における資格取得日に係る記録を昭和32年11月22日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月24日から同年9月13日まで
: ② 昭和32年11月22日から同年12月3日まで

昭和30年4月から33年9月まで、A社に勤務しており、同社本部やA社グループ直営の営業所のB業務主任又はC業務担当として勤務していた。

申立期間①については、D営業所が開業するまでの期間であり、A社本部に在籍し、同営業所の開業準備をしていた。

申立期間②については、D営業所からA社本部へ転勤となった時期であり、同社本部で勤務していた。

給与明細書等の証拠書類は無いが、同一の会社内の転勤であったことから、両申立期間の厚生年金保険料も控除されていたはずである。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の従事業務に関する申立内容及び複数の同僚

の供述内容から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和32年4月24日にE営業所からD営業所の開業準備のためA社本部へ異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社D営業所における昭和32年9月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が昭和47年1月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡していることから確認することができないが、申立期間①に係る被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上に、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年4月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人の従事業務に関する申立内容及び複数の同僚の供述内容から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和32年11月22日にD営業所からA社本部へ異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社本部における昭和32年12月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が昭和47年1月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡していることから確認することができず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から62年3月までの期間及び63年4月から平成元年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年3月から62年3月まで
② 昭和63年4月から平成元年1月まで

私は、国民年金の加入について、社会保険事務所から何度も手紙や電話の加入勧奨を受けたので、昭和60年ごろに加入手続を行った。

申立期間①については、既に亡くなった父親からお金を借りて保険料を^{さかのぼ}遡って支払ったこと、及び申立期間②については、自宅近くの金融機関で遅れたこともあったが、必ず納付していたことなどを記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続時期を昭和60年ごろとしているが、申立人の所持する国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所に保管されている国民年金手帳記号番号払出管理簿から、62年6月25日に払い出されていることが確認でき、申立人は、この時点で国民年金の加入手続をしたものと推認できることから、申立人の所持する国民年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日（昭和60年3月19日）」は、^{さかのぼ}遡って資格取得された日付であり、申立期間①当時は、未加入期間であったものと推認できる。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の大部分は過年度納付が可能であるが、申立人には年度を^{また}跨ぎ^{さかのぼ}遡って保険料を納付した記憶は無い。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の期間に係る国民年金保険料を納付す

るため、申立人の父親及び夫から、国民年金保険料相当額を借用（夫からは結婚する前に借用）して納付したと主張しているが、その納付期間及び納付時期の記憶は曖昧であり、供述内容も変遷している上、借用した金額に係る納付期間及び納付時期との合理的な説明も見当たらない。

加えて、申立期間②直後の第3号被保険者資格取得届の処理日は平成2年2月になっており、元年2月に遡^{さかのぼ}って資格取得していることから、申立人は適切に種別変更手続を行っていたとは考え難いほか、申立期間②から引き続き種別変更処理が行われた2年2月まで保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から55年6月までの期間及び56年5月から60年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から55年6月まで
② 昭和56年5月から60年9月まで

私は、高校を卒業後、実家の自営業を手伝っていたので、私が20歳になった時点で両親が私の国民年金加入手続をし、保険料も納付してくれていたはずである。

また、申立期間当時は、自宅の店舗に町役場、商工会議所及び銀行の職員等が頻繁に出入りしており、国民年金加入の話や集金も行われていた記憶があるので、申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が、申立人が20歳に到達した昭和49年の時点で国民年金の加入手続を行ってくれるとともに、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していない上、申立人の両親は既に亡くなっており、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金被保険者名簿を保管しているA町役場では、「申立期間当時、一般的に町から国民年金未加入者に対し、加入勧奨を行っており、昭和59年10月ごろに申立人と連絡が取れた際に、申立人の20歳以降に国民年金加入歴が無いことを確認した上、この時点で、申立人の国民年金加入手続を行った。」旨回答している上、同町役場の回答による申立人の国民年金加入手続時期は社会保険庁のオンライン記録から推認される申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期とも一致していることから、申立人は、申立期間②後半の時期に至るまで国民年金に未加入であったと考えられる。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない上、時効未完成でさかのぼって納付できる期間についても、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶が無い。

加えて、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、当該期間の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年5月までの期間及び59年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から49年5月まで
② 昭和59年5月から61年3月まで

私は、職場を退職するとともに、厚生年金保険から脱退したので国民年金に加入した。

年金問題が話題になり、調べてもらったところ、申立期間の記録が無く、納得がいかないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、両申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続についての記憶が無い。

また、申立人は、両申立期間の保険料の納付方法について、毎月、A銀行B支店（現在はC銀行B支店）で納付したと主張しているが、両申立期間における保険料の納付方法は3か月ごとであることから、申立人の主張には不自然さがみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出管理簿により昭和51年12月1日に払い出されたことが確認でき、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない上、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）には、保険料の納付状況を記入する欄の昭和46年度欄に「この月まで不要」の印が押されており、保険料の納付記録が47年度欄から始まっていること、

及び当該欄に「52. 1」と表示された丸印があることが確認できることから、当該記録は昭和 52 年 1 月に作成されたものであり、それ以前の申立期間①当時は未加入期間であったものと推認される。

その上、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間②を含む期間の資格取得年月日は、当初、昭和 59 年 4 月 1 日となっており（平成 11 年に昭和 59 年 5 月 1 日へ訂正している）、申立人が厚生年金保険に加入していた 59 年 4 月当時に国民年金加入手続を行うとは考え難いことから、申立期間②に係る加入手続は後からさかのぼって行われたと考えられ、申立人が適切に厚生年金保険からの切替手続を行っていなかった可能性がうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1296

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から59年3月までの期間及び61年7月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から59年3月まで
② 昭和61年7月から63年3月まで

私は、昭和55年8月末でA県B局を退職し、同年9月にA県C市で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①の国民年金保険料は、同市からD県E町（現在は、F市）の私の実家あてに納付書が送付されたので、私の母親がE町内の金融機関で一括納付してくれたはずである。

申立期間②の保険料についても、すべて母親が納付してくれているはずなので、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、当初申立期間に係る国民年金保険料については、すべて申立人の母親が納付していたとしていたが、口頭意見陳述において申立期間②については自分で納付していたと思うが記憶が定かではないとするなど、その供述は曖昧であり、申立人及びその母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

2 申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料の納付書がA県C市から、D県E町の申立人の実家あてに直接送付され、申立人の母親が一括納付したはずであると述べているが、申立人の住所は昭和59年10月までA県C市に登録されていたことが確認できる上、申立人が同市に対して、自分自身の国民年金保険料の納付書をD県E町の実家あてに転送する手続を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人の供述は不合理であ

る。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間の前後の昭和 55 年 9 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を A 県 C 市で納付していることが確認できる。

さらに、F 市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人が E 町に転入した時期は、昭和 59 年 10 月 3 日と確認でき、その時点で、既に申立期間①のうち 56 年 1 月から 57 年 6 月までの保険料は時効により納付できない期間である上、57 年 7 月から 59 年 3 月までの保険料も過年度納付になることから、当該期間に係る保険料の納付書が C 市から送付されたとする申立人及びその母親の供述内容には不自然さがみられる。

- 3 申立期間②に係る保険料について、当初申立人の母親は「E 町役場の窓口で納付した。」と述べていたが、口頭意見陳述において当該期間に係る納付には一切関わっていないと供述が^{へんせん}変遷しており、i) 申立人は、昭和 61 年 7 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、E 町において国民年金の資格取得手続を行わなければならないところ、当該手続に係る申立人の記憶は不明である上、F 市が保管している国民年金被保険者名簿に当該手続の記録は無いこと、ii) 申立人が昭和 62 年 2 月に転入した G 市においても、昭和 61 年度及び 62 年度の申立人の被保険者名簿が存在していないこと、iii) 同市が保管する過年度納付記録簿（マイクロフィルム）により、申立人は、昭和 63 年 4 月から国民年金保険料を納付していることが確認できる上、同市から「申立人は、昭和 61 年度及び 62 年度には、国民年金の加入手続を行っていないと思われる。」との回答を得ていることから、申立期間②当時は国民年金に未加入であったと考えられる。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から33年7月1日まで
② 昭和33年8月1日から36年4月20日まで
③ 昭和46年6月1日から平成5年8月10日まで

昭和27年9月からA社(当時は、B社)に勤務し、申立期間①については、40年ごろ当時の事業主から、さかのぼって厚生年金保険に加入させると言われた。申立期間②については、C業務実習生として海外に在住していたが、渡航の際に事業主から休職扱いとして厚生年金保険に加入させると言われた。しかし、いずれの期間についても厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間③については、同社の請負のD業務担当として働き、標準報酬月額については最高等級において厚生年金保険に加入させるとの事業主との約束で、事業主負担分も含めた厚生年金保険料を支払っていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の現在の事業主の供述から判断すると、申立人が申立期間①中に当該事業所に勤務していたことは推認できるが、商業登記簿謄本によると、当該事業所は、B社の名称で昭和33年3月19日に設立されている上、社会保険事務所の記録によると、同年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は、厚生年金保険の適用事業所では

なかったことが確認できる。

また、申立人は「昭和 40 年ごろ、事業主からさかのぼって申立期間①について厚生年金保険に加入させると聞いた。」と申し立てているが、昭和 40 年時点では時効により申立期間①の厚生年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、当該事業所に申立期間①当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について照会したが、資料が保存されておらず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料等を得ることができない。

加えて、当該事業所の設立時の役員 5 人のうち 2 人は既に死亡しており、残りの 3 人は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できず連絡先不明のため供述が得られない上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 33 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得した同僚 7 人のうち連絡の取れた 2 人からも、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていた具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②について、申立人は「昭和 33 年 6 月ごろから C 業務実習生として渡航し、36 年 4 月に当該事業所に復職した。」と申し立てているところ、当該 C 業務実習の責任者であったとする大学教授は「申立人は C 業務実習生の一員として昭和 33 年 7 月から 36 年ごろまで一緒に海外にいた。」と供述していることから、申立期間②中に申立人が当該事業所において勤務の実態が無かったものと推認される。

また、申立人は「事業主から申立期間②は休職扱いとし、厚生年金保険に加入させると聞いた。」と申し立てているが、当該事業所では、当時の資料が保存されておらず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間②における申立人の雇用形態及び厚生年金保険の適用等について関連資料等を得ることができない。

さらに、当該事業所の設立時の役員 5 人のうち 2 人は既に死亡しており、残りの 3 人は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できず連絡先不明のため供述が得られない上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 33 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得した同僚 7 人のうち連絡の取れた 2 人からも、申立人の申立期間②当時の雇用形態及び厚生年金保険の適用等について供述を得ることがで

きない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間②について申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立期間③について、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録による申立人の標準報酬月額、当該事業所が加入しているE厚生年金基金の記録による申立人の標準報酬月額の記録とほぼ一致している。

また、申立人は申立期間③のうち昭和51年から平成5年までの確定申告書を保管しているが、i) 当該確定申告書に記載されている社会保険料控除額は、増減を繰り返しており、申立人が主張する厚生年金保険の最高等級額の推移及び申立人の社会保険事務所が記録する標準報酬額の推移のいずれにも符合しないこと、ii) 51年から55年までの社会保険料控除額は、当時の国民年金保険料の年額とほぼ合致しており、当時国民年金に加入していた申立人の妻の国民年金保険料額と考えられるが、56年から平成5年までについて申立人の妻の国民年金保険料が含まれているかの判別ができないこと、iii) 申立人は「当該確定申告書は妻が記載したものであるが、社会保険料控除額を間違えて記載している。」としていることから、当該確定申告書をもって申立人の申立期間③における厚生年金保険の標準報酬月額を推認することはできない。

さらに、当該事業所では、申立期間③当時の厚生年金保険関係の資料は保存していないとしており、申立ての事実を確認できる関連資料等を得ることができない上、社会保険事務所の記録には、申立人の申立期間③の標準報酬月額について訂正等が行われておらず、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間③について申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間③について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 38 年 4 月から同年 12 月まで
③ 昭和 39 年 4 月から同年 12 月まで
④ 昭和 40 年 4 月から同年 12 月まで

A社には、昭和 36 年から 42 年まで期間雇用者として勤務していたが、いずれの申立期間においても厚生年金保険の加入記録が無く、この記録は、私が記憶している勤務実績とは相違している。

当時の給与明細書等は保管していないが、いずれの申立期間においても当該事業所に勤務していたので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は各申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、社会保険事務所の記録によると、同事業所は、昭和 52 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿においても、49 年 7 月 3 日に解散していることが確認できる上、各申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の各申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人は各申立期間を含む昭和 36 年から 42 年までの期間において、同僚 7 人と共に勤務していたと供述していることから、所在が特定できた 5 人に照会したところ、このうち 4 人が「申立人と共に勤務していた記憶はあるが、申立人の勤務期間については、分からない。」と供述しており、残る 1 人については、「申立人のことについては、全く分からない。」と供述していることか

ら、申立人の勤務実態等を裏付けるような供述を得ることはできない。

さらに、雇用保険の加入記録によると、各申立期間のうち申立期間④については、A社とは異なる事業所で勤務していたことが確認できること、及び申立人は「申立期間においては、健康保険の適用について夫の被扶養者となっており、請負制で勤務していた期間があった。」と供述していることを併せて判断すると、申立人がいずれの申立期間においても、A社における職員として、同事業所に勤務していたとは判断できない。

加えて、社会保険事務所の記録によると、昭和32年6月1日において、申立てに係るA社と名称、所在地及び事業主が同一の事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、社会保険事務所が保管するこれらの事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び被保険者原票を調査したところ、申立人がいずれのA社においても、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、すべての申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1399

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 1 日から 10 年 3 月 27 日まで

申立期間は、A社に取締役として勤務し、月額 38 万円の役員報酬を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっているので、訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが同社の商業登記簿謄本及び社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録により認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所は、平成 10 年 3 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、適用事業所に該当しなくなった後の同年 3 月 30 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額 (38 万円) が、平成 9 年 3 月 1 日までさかのぼって 9 万 2,000 円に減額処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所の従業員は、申立期間以前に全員退職しており、申立期間において厚生年金保険被保険者の記録が確認できる者は取締役であった申立人と申立人の義兄である事業主の二人であることが確認できるところ二人とも既に死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出等について、確認することができない。

また、申立人及び事業主は健康保険の被保険者資格喪失後にこれを任意継続しているが、このオンライン記録処理日は、標準報酬月額が減額処理した同日の平成10年3月30日である上、減額処理後の標準報酬月額である9万2,000円に基づく保険料を納付していることが確認できる上、申立人の妻は「会社は事業主である兄と夫が二人で経営していた。」と供述していることから判断すると、申立人は当該事業所の取締役として、標準報酬月額の減額訂正についても関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1400

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 5 月 15 日から 29 年 8 月 1 日まで
② 昭和 46 年 4 月 21 日から 47 年 6 月 1 日まで

申立期間①について、昭和 28 年 5 月 15 日から A 社 B 支店に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、29 年 8 月 1 日とのことである。

申立期間②について、昭和 46 年 4 月 21 日から C 社に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、47 年 6 月 1 日とのことである。

両事業所において、それぞれ給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A 社 B 支店は昭和 25 年 10 月 12 日に健康保険の適用事業所となっているが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、28 年 11 月 1 日であることから、申立期間①のうち同年 5 月 15 日から同年 10 月 31 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所の社会保険担当者は、「当社が保存している資料には申立人の名前は無く、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料を給与から控除していたかどうかは不明である。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 3 人及び社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①の前後に被保険者資格を取得している者 66 人の計 69 人のうち生存及び連絡先が判明した 10 人に照会し 6 人から回答が得られたところ、このうち 1 人は「申

立人の名前は聞いたことがあるが、勤務期間は不明である。」と供述しているものの、残りの5人は「当時のことは覚えていない。」と供述しており、いずれの者からも当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について具体的な供述を得ることができない。

加えて、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳及び社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人は当該事業所で昭和29年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、C社は平成5年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が名前を挙げた同僚4人について、このうち1人は、社会保険事務所の記録によると、申立期間②において厚生年金保険の加入記録があるものの既に死亡している上、他の3人は当該事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、申立てに係る供述等を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和46年1月4月から47年5月31日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した16人のうち生存及び連絡先が判明した8人に照会し6人から回答が得られたところ、このうち二人が「当時のことは覚えていないが、申立人の名前は聞いたことがある。」、「申立人の名前は聞いたことがあるが、勤務期間は不明である。」と供述しているものの、残りの4人は「当時のことは覚えていない。」及び「申立人の名前は聞いたことが無い。」と供述しており、いずれの者からも当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について具体的な供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、当初、昭和47年7月1日と記載されていたところ、同年8月8日に、申立人の同被保険者資格取得日を同年6月1日に訂正する旨の処理が行われていることが確認できる。

- 3 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1401 (事案 764 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日まで

A社には昭和 40 年 9 月 1 日から 42 年 8 月 31 日まで勤務していたが、42 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていなかったため、納得できず申し立てたところ、年金記録を訂正する必要は無いとの結果が通知された。

その後、新たに、証言をしてくれる当時の同僚 3 人が見付かったため、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる資料が無いこと、ii) A社は平成 18 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用に係る記録及び供述を得ることができないこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚 2 人は、「申立人はA社に勤務していたが、いつまで勤務していたかは記憶に無い。」と供述し、また、他の同僚で昭和 42 年 6 月 1 日に入社した者は、「私が入社した時は、申立人は退職した後で、申立人とは会ったことが無い。」と供述しており、申立人は申立期間において当該事業所に勤務していなかったものと考えられること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 6 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、新たに、証言をしてくれる当時の同僚 3 人が見付かったとしているが、当該同僚のうち 2 人は、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に名前が無い上、そのうちの 1 人は、「私は、昭和 33 年 5 月から 34 年 5 月までA社に勤務していた。申立人は結婚するまで働いて

いたと思うが、離婚した時も働いていたかどうかは分からない。」と供述し、他の1人は「私は、昭和40年か41年の1年間A社に勤務していた。申立人は、離婚した当時は働いていたと思う。」と供述しており、また、被保険者原票に名前のある同僚1人は入院中のため供述を得られなかったが、当時A社に勤務していたその妻は、「申立人は結婚後しばらくして離婚したという記憶がある。離婚した当時、当該事業所に勤務していたかどうかは分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る供述は得られなかったことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月13日から32年10月7日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとのことであった。退職した当時は、脱退手当金制度について知らなかったし、また、社会保険事務所から何も通知は無かった。脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年12月9日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1403

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 1 日まで

昭和 47 年 6 月 1 日にA社に入社し、平成元年 5 月 1 日に同社がB社と合併した後、12 年 4 月まで同社に勤務していたが、自分が保管している給与明細書と社会保険庁が記録する標準報酬月額が相違している期間がある。この相違は、褒賞金が増加したにもかかわらず事業主が標準報酬月額変更届を行わなかったか、算定基礎届の誤り又は社会保険事務所が決定を誤ったことによるものと考えられ、このほかにも記録の誤りがあると考えられるので、全期間について調査し、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間のうち昭和 47 年 6 月から平成 4 年 12 月までの期間については、申立人が保管する源泉徴収票に記載された各年の社会保険料額は、社会保険庁で記録されている標準報酬月額に見合う社会保険料の各年の合計額とおおむね合致しているほか、申立人が保管する 49 年 11 月、50 年 4 月、54 年 2 月、同年 3 月、同年 7 月から 55 年 2 月までの期間、同年 6 月、56 年 1 月、同年 2 月、同年 6 月、同年 7 月、同年 9 月、同年 11 月から 57 年 4 月までの期間、同年 6

月、58年1月から同年6月までの期間、同年9月、59年4月、平成元年3月から同年5月までの期間、2年1月から3月までの期間及び3年6月の給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、昭和49年11月（30万円）、50年4月（32万円）、54年3月及び同年7月（22万円）、同年8月（26万円）、同年9月（22万円）、同年10月（24万円）、55年6月（28万円）、56年9月、57年4月及び同年6月（32万円）、58年1月及び同年5月（34万円）、同年6月（36万円）、同年9月（34万円）、59年4月（47万円）、平成元年4月及び同年5月（50万円）については、社会保険庁で記録されている標準報酬月額（昭和49年11月及び50年4月は17万円、54年3月及び同年7月から同年9月までは20万円、同年10月及び55年6月は22万円、56年9月は28万円、57年4月、同年6月、58年1月、同年5月、同年6月及び同年9月は30万円、59年4月は38万円、平成元年4月は41万円、同年5月は47万円）よりいずれも高額であるものの、昭和54年2月（20万円）、同年11月から55年2月まで（22万円）、56年1月（26万円）、同年2月（24万円）、同年6月及び同年7月（28万円）、同年11月（30万円）、同年12月及び57年1月（26万円）、同年2月（30万円）、同年3月（26万円）、58年2月（30万円）、同年3月（28万円）、同年4月（30万円）、平成元年3月及び2年1月（34万円）、同年2月（38万円）、同年3月（36万円）及び3年6月（41万円）については、社会保険庁で記録されている標準報酬月額（昭和54年2月は20万円、同年11月から55年2月までは22万円、56年1月、同年2月、同年6月及び同年7月は28万円、同年11月から57年3月まで及び58年2月から同年4月までは30万円、平成元年3月は41万円、2年1月から同年3月までは47万円、3年6月は41万円）と合致しているか又はこれより低額である上、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（昭和49年10月及び50年3月は17万円、54年1月、同年2月及び同年6月から同年9月までは20万円、同年10月から55年1月まで及び同年5月は22万円、同年12月、56年1月、同年5月、同年6月及び同年8月は28万円、同年10月から57年3月まで、同年5月、同年12月から58年5月まで、同年8月は30万円、59年3月は38万円、平成元年2月から同年4月までは41万円、同年12月から2年2月までは47万円、3年5月は41万円）は、同庁が記録している標準報酬月額とすべて合致していることから、いずれも、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち平成5年1月から12年4月までの期間については、B社が保管する当該期間の賃金台帳（給与明細書と複写式）に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、当該期間のうち5年4月（50万円）、同年8月、同年10月、同年11月、6年1月及び同年3月（44万円）、同年5月（47万円）、同年6月及び同年7月（44万円）、同年8月（47万円）、同年9月

及び同年10月（50万円）、7年1月（47万円）、同年2月から同年8月まで（59万円）、8年10月（56万円）、同年11月（53万円）、同年12月（59万円）、9年2月（53万円）、同年3月から同年5月まで（59万円）、同年8月（53万円）、同年9月、同年12月、10年4月、同年5月、同年8月及び11年4月（59万円）、同年6月（53万円）、同年8月、同年9月及び同年12月（59万円）及び12年4月（56万円）については、社会保険庁で記録されている標準報酬月額（5年4月、同年8月、同年10月、同年11月、6年1月、同年3月、同年5月から同年9月までは41万円、同年10月及び7年1月から同年7月までは44万円、同年8月は59万円、8年10月から同年12月まで、9年2月から同年5月まで、同年8月及び同年9月は50万円、同年12月、10年4月、同年5月及び同年8月は53万円、11年4月、同年6月、同年8月、同年9月、同年12月及び12年4月は47万円）よりいずれも高額であるものの、当該期間のうち5年1月から同年3月まで（38万円）、同年5月から同年7月まで、同年9月及び同年12月（41万円）、6年2月（38万円）、同年4月（41万円）、同年11月及び同年12月（44万円）、7年9月（59万円）、同年10月（56万円）、同年11月（53万円）、同年12月（50万円）、8年1月（56万円）8年2月から同年4月まで（59万円）、同年5月（47万円）、同年6月（56万円）、同年7月（47万円）、同年8月及び同年9月（56万円）、9年1月及び同年6月（50万円）、同年7月、同年10月及び同年11月（47万円）、10年1月から同年3月まで（41万円）、同年6月（47万円）、同年7月（44万円）、同年9月及び同年10月（41万円）、同年11月（38万円）、同年12月（41万円）、11年1月（38万円）、同年2月、同3月及び同年5月（44万円）、同年7月及び同年10月（41万円）、同年11月（44万円）、12年1月（47万円）、同年2月（44万円）、同年3月（47万円）については、社会保険庁で記録されている標準報酬月額（5年1月から同年3月まで、同年5月から同年7月まで、同年9月、同年12月、6年2月及び同年4月は41万円、同年11月及び同年12月は44万円、7年9月から8年9月までは59万円、9年1月、同年6月及び同年7月は50万円、同年10月、同年11月、10年1月から同年3月まで、同年6月、同年7月及び同年9月は53万円、同年10月から11年3月まで、同年5月、同年7月、同年10月、同年11月及び12年1月から同年3月までは47万円）と合致しているか又はこれより低額である上、賃金台帳により、当該期間のうち5年1月から12年3月までの期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（平成5年1月から6年9月までは41万円、同年10月から7年7月までは44万円、同年8月から8年9月までは59万円、同年10月から9年9月までは50万円、同年10月から10年9月までは53万円、同年10月から12年3月までは47万円）は、同庁が記録している標準報酬月額とすべて合致しているほか、同年4月については、賃金台帳により、申立人の給与から厚

生年金保険料が控除されていなかったことが確認できることから、いずれも、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人は、「申立期間においては、毎月、褒賞金が支給されていたが、この増加により報酬月額も増加したにもかかわらず、事業主が標準報酬月額変更届を提出しなかったのはおかしい。また、平成9年及び10年については、両年の定時決定において、両年5月から7月までの給与支給総額の平均額が両年10月以降の標準報酬月額とそれぞれ一致しないのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第23条に定める標準報酬月額の随時改定は、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の随時改定の取扱いについて」（昭和44年6月13日保発第25号厚生省保険局長、社会保険庁医療保険部長、年金保険部長通知）2（1）アにより、「昇給又は降給によって健康保険法第3条第4項又は厚生年金保険法第23条第1項の規定により算定した額による等級と現在の等級との間に2等級以上の差を生じた場合」に行うことと規定されているところ、同通知2（2）により、「（1）のアからオまでに言う昇給又は降給とは、固定的賃金（基本給、家族手当、役付手当、通勤手当、住宅手当など、稼働や能率の実績に関係なく、月単位で一定額が継続して支給される報酬をいう）の増額又は減額をいい、ベースアップ又はベースダウン及び賃金体系の変更による場合並びにこれらの^{そきゅう}遡及適用によって差額支給を受ける場合を含み、退職による退職給を受けた場合を含まないものとする」と規定されている。この一方で、事業主に照会したところ、「褒賞金（仮払金を含む。）は、業務成績に応じて支給されるものであり、金額は毎月変動することから、固定的に支給する手当ではないため、標準報酬月額変更届の対象としていない。」との回答があったほか、申立人の平成5年1月から12年4月までの賃金台帳で確認できる褒賞金の金額には毎月変動が見られるとともに、例えば、11年の1年間でも1万7,200円から31万50円と大きな変動が見られることを踏まえると、当該褒賞金による給与の増額は標準報酬月額の随時改定の要件である昇給に該当するとは考え難い上、上述のとおり、申立人が保管する給与明細書及び当該事業所が保管する賃金台帳によれば、申立人が、当該褒賞金による給与の増額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことは明らかである。

また、申立期間当時の標準報酬月額の定時決定は、5月、6月及び7月に受けた報酬の平均額を標準報酬月額等級区分に当てはめて、その年の10月から翌年の9月までの標準報酬月額を決定する方式であったが、申立期間のうち平成9年及び10年に行われた定時決定については、賃金台帳で確認できる当該3か月の給与総支給額の平均額に見合う標準報酬月額が、社会保険庁で記録さ

れている標準報酬月額よりいずれも高額であることは確認できるものの、標準報酬月額の定時決定に当たって算入されるべき報酬については、厚生年金保険法第3条第1項第3号により、「賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び3月を超える期間ごとに受けるものは、この限りではない。」と同法施行当初から規定されているところ、事業主は、「平成9年及び10年の算定基礎届においては、9年5月及び10年5月の給与支給総額から褒賞旅行代金を除外して報酬月額を算定しており、これは、当該褒賞旅行代金が、業務成績達成の上位者を対象として、年に2回から3回、臨時に支給されるものであることによる。」と供述している上、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された11人に照会したところ、回答があった6人のうち5人は、いずれも、「褒賞旅行代金は、業務目標等を達成した際に、年に2回か3回支給された。」と事業主の供述を裏付ける供述を行っていることを踏まえると、当該褒賞旅行代金は算定基礎届の報酬月額に算入すべき報酬に該当するとは考え難い上、上述のとおり、当該事業所が保管する賃金台帳によれば、申立人が、当該褒賞旅行代金による給与の増額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことは明らかである。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年から 39 年までの間の約 1 年間

申立期間はA市B事業所にC職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する記念写真の背景が、A市が作成した資料に掲載されたA市B事業所の玄関の写真と同じであることから判断すると、期間及び身分（正職員か臨時職員か）を特定することはできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A市B事業所は昭和 35 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間において同保険の適用事業所であった形跡が無い上、当該事業所において同保険の被保険者であったことが確認できる者 33 人は、いずれも、同年 5 月 1 日以前に同保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる。

また、A市に照会したところ、「申立人は、当市が保管する当時の職員録、任用伺、退職辞令等のいずれにおいても記録が無いことから、少なくとも共済組合員となる正職員（準雇員以上）ではなかったと思われる。また、臨時職員等については、当時の資料が廃棄済みであるため、厚生年金保険の適用状況等についても不明である。」との回答があり、申立人の勤務状況及び当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 5 人のうち 3 人は、A市が保管する当時の職員録により、いずれも、共済組合員に該当する

D職であったことが確認できるものの、生死及び所在が不明である一方で、申立人が当該事業所の所長であったとする者及びE職であったとする者は、いずれも職員録に該当が無い上、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができず、さらに、申立人はこのほかに申立人と同じ立場であった者の氏名を記憶していないことから、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することはできなかった。

加えて、社会保険事務所の記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった期間において同保険の被保険者であったことが確認できる者 33人は、いずれも、既に死亡しているか又は所在が不明であることから、これらの者からも当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することはできなかった。

その上、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1405

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 9 月 1 日から 31 年 2 月 4 日まで
② 昭和 34 年 8 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで

申立期間①は、A市内にあったB社にC業務担当として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、D社にC業務担当として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社は、B社と同じ並びにあった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所の記録により、申立期間①の一部においてB社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、期間及び身分（正社員か臨時社員か）を特定することはできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 30 年 6 月 1 日であることから、申立期間①のうち 28 年 9 月 1 日から 30 年 6 月 1 日までの期間については、当該事業所は同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、当該事業所で同保険の被保険者であった者 49 人は、いずれも、同年 6 月 1 日以降に同資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 48 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況

について確認することはできなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚2人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、社会保険事務所の記録により、申立期間①中に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された6人に照会したところ、回答があった3人は、いずれも、「自分は、E職であった。」と供述しており、申立人と同様にC職であった者は確認できなかった。

加えて、申立人は、当該事業所に入社したと主張する時点では14歳、当該事業所が同保険の適用事業所となった時点では16歳、当該事業所を退社したと主張する時点では17歳であったことがそれぞれ確認できるところ、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該事業所が同保険の適用事業所となった昭和30年6月1日に女性が被保険者資格を取得した形跡は無い一方で、同年7月1日から申立期間後の32年5月10日までの期間において同資格を取得した女性は3人確認できるものの、これらの者は、いずれも、資格取得時点では19歳（数え年で20歳）以上であったことが確認できるとともに、いずれも所在が不明であることから、これらの者から資格取得前に厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述も得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、C職として採用した女性について、19歳に達するまで厚生年金保険に加入させない取扱いがあったものと考えられる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立期間①について申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、A市内に所在するD社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い。

また、商業登記簿謄本の記録によると、申立期間当時、申立ての住所において、F業務を事業目的とするD社が存在していたことが確認できたことから、同社の役員であった者2人に照会したところ、このうち代表取締役であった者は、「D社は、厚生年金保険の適用事業所であったことは無い。」と供述しているほか、取締役であった者は、「自分はB社に勤務していたため、D社については分からない。」と供述しており、申立人が当該事業所に勤務していたこと及び厚生年金保険に加入していたことを裏付

ける供述は得られなかった。

さらに、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することはできず、ほかに申立人が当該事業所において勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

加えて、申立期間②に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1406

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月 1 日から 57 年 6 月 21 日まで

昭和 56 年 9 月 1 日から 63 年 1 月 1 日まで A 社に継続して勤務していたが、B 業務担当のパート従業員として勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社には、55 年 6 月から 56 年 8 月までの期間もパート従業員として勤務しており、この期間については同保険の加入記録が確認できるので、申立期間についても加入しているはずである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立期間前後に A 社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述及び当該被保険者の一人が保管する申立期間中の日付が印刷された社員旅行の記念写真から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A 社は平成 13 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主であった者も所在が不明であることから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできなかった。

また、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立人と同様に昭和 57 年 6 月 21 日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる

とともに、生存及び所在が確認された者5人、及び申立期間において当該事業所で同保険の被保険者資格を取得した者2人の合計7人に照会したところ、回答があった4人は、いずれも、「パート従業員として採用された。」と供述している上、このうち3人は、いずれも、「正社員となった時点で厚生年金保険に加入した。」と供述しているとともに、当該3人のうち勤務期間に係る具体的な供述があった2人については、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時期から、それぞれ5か月後、9か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる一方で、同保険の被保険者資格を取得する前の期間において同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人は、「オイルショックの影響で、昭和56年8月にパート従業員は全員解雇されたが、同年9月に再雇用された。」と供述しているところ、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者がこれを裏付ける供述を行っていることを踏まえると、申立期間当時、当該事業所では、経営環境の変化等により、従来は厚生年金保険に加入させていたパート従業員を、正社員となるまで厚生年金保険に加入させない取扱いに変更したものと考えるのが妥当である。

その上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における同保険被保険者の資格取得日は昭和57年6月21日であることが確認でき、これは、厚生年金保険の加入記録と合致する。

なお、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1407

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 31 日まで
社会保険事務所の職員から、私が代表取締役を務めていたA社について、申立期間における私の標準報酬月額が、さかのぼって減額訂正されていることを知らされた。
標準報酬月額をさかのぼって減額訂正した記憶は無く、社会保険庁の記録は誤っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記及び社会保険庁のオンライン記録から、申立人が、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所は、平成 12 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、その翌月の同年 11 月 8 日付けで、申立人の当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 10 年 10 月から 11 年 2 月までの期間については 30 万円から 9 万 8,000 円に、同年 3 月から 12 年 9 月までの期間については 26 万円から 9 万 8,000 円にそれぞれさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管する不能欠損整理簿から、申立期間当時、当該事業所は社会保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった当時の状況について、「当時、社会保険事務所に保険料の滞納が 120 万円前後あった。このため、社会保険事務所の職員から厚生年金保険の適用をやめるよう言われ手続を行った。」と供述しているところ、社会保険庁の記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正処理は、当該事業所が厚生年

金保険の適用事業所に該当しなくなる手続と同時に行われていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額減額訂正処理が行われた当時、当該事業所には、申立人のほかに事務担当者一人が勤務していたとしているが、この事務担当者は、「社会保険の手続は、申立人が自分で社会保険事務所に行き手続を行っていた。このため、申立人の標準報酬月額減額訂正処理については、何も分からない。」と供述している。

以上の状況を踏まえると、申立人は、自身の標準報酬月額減額訂正処理について、直接的に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の代表取締役である申立人が、自らの当該標準報酬月額記録訂正に関与しながら減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1408 (事案 793 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 7 年 12 月 31 日
昭和 63 年 4 月 1 日から平成 8 年 5 月 31 日まで A 社に B 職として勤務した。
申立期間当時、手取りで毎月約 36 万円程度の給与が支給されていたが、社会保険庁の記録では、標準報酬月額が昭和 63 年 4 月から同年 9 月までは 17 万円、同年 10 月から平成元年 9 月までは 19 万円、同年 10 月から平成 7 年 12 月までは 17 万円となっている。
申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人から提出のあった預金通帳の写しから、申立人の A 社における給与の手取り支給額は確認できるものの、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認することができないこと、ii) 当該事業所の B 職の給与は、固定給からなる第一給与と歩合給からなる第二給与があり、当該事業所では標準報酬月額について、主に固定給からなる第一給与を標準報酬月額として届けた上、これに基づいて保険料を控除していたものと考えられること、iii) 事業主は当時の関係資料が無く、標準報酬の算出状況について不明としていることなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を示す資料として新たに平成 4 年度及び 5 年度の市・県民税証明書の写しを提出したが、同証明書には保険料控除を示す記載は見当たらず、そのほかに委員会の決定を変更す

べき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月から同年6月まで
② 昭和37年5月から同年12月まで
③ 昭和38年ごろから40年ごろまで

申立期間①は、A社（現在は、B社）に採用され、C業務に従事した。

申立期間②は、D社に採用され、E市の自宅を拠点にF業務に従事した。

申立期間③は、G社H支社I支店に採用され、J業務に従事した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、すべての申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の供述及び申立人の従事業務に関する供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①中にA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和27年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、事業主は、当時の関係資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できないとしている上、申立期間①当時の経理担当者は、既に死亡していることから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができない。

さらに、申立人は、当該事業所で一緒に勤務した同僚4人の名前を挙げているが、社会保険事務所の記録によると、いずれの者も申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できず、申立期間①後の当該

事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和27年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているほか、これら同僚は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用について供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所の記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和27年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚14人（先の同僚4人を除く）のうち、連絡先が確認できる二人に照会したところ、このうち1人は、「私は、申立人が当該事業所に入社する前から、当該事業所に勤務していた。」と供述しているが、社会保険事務所の記録によると、この同僚には申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない上、残りの1人からは、「私は申立期間①の昭和26年ごろ入社したが、申立人の名前は記憶に無い。当該事業所は、当時、厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」との供述があった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、D社の採用時の状況及び業務内容について、「K県L市に所在するD社には、採用面接の時に一度だけ行ったことがあり、それ以外では、D社には行ったことが無い。仕事の内容は、E市の自宅を拠点とし、F業務をしていた。」と主張している。しかし、現在の事業主は、「当社はこれまで二度火災に遭っており当時の資料が無い上、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できないが、当時は輸出が主であったため、E市で社員が業務を行っていたということは考え難い。また、国内の個人には商品を卸していなかった。」と供述しており、申立人の主張と符合しない。

また、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、申立人の厚生年金保険の適用状況について、供述を得ることができない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から申立期間②当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚のうち、4人と連絡が取れたが、このうち総務事務及びF業務を担当していた同僚1人は、「当時、当該事業所に支店や営業所は無く、M市のN社の下請けとして輸出を主としていたため、個人に商品を卸すことは無かった。国内販売は行っていなかったと思う。」と供述しており、先述の事業主の供述と符合する上、ほか2人からも、「申立期間②当時、E市に当該事業所の営業所や出張所は無かった。」との供述があった。

加えて、申立人は、当時の当該事業所における社会保険関係の事務手続に

ついて、社長とその息子が行っていたとしているが、現在の事業主は、「当時の社長には息子が二人いるが、申立期間②当時は、いずれも中学生と小学生であったため、社会保険関係の事務手続を行うことはあり得ない。」と供述しており、申立人の主張と符合しない。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③について、申立人の従事業務に関する供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間③中にG社H支社I支店にJ業務担当として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所は昭和61年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立人は当該事業所で一緒に勤務した同僚の姓のみしか記憶していないことから、申立人の厚生年金保険の適用状況について、供述を得ることができない。

また、G社本社からは、「当社とJ業務担当者の契約は、委任契約であり、雇用契約ではないことから、当時から現在に至るまでJ業務担当者は、一貫して厚生年金保険の加入対象者として取り扱っていない。報酬から控除しているのは源泉所得税のみであり、社会保険料は控除していない。」との回答があった。

さらに、申立期間③当時の同社H支社の社会保険事務担当者からは、「当時、G社H支社の各支店には300人ぐらいのJ業務担当がいたが、全員委任契約であり、雇用契約ではなかった。このため、I支店においても、J業務担当は厚生年金保険を含むすべての社会保険に加入させておらず、保険料を控除していなかった。」との供述があり、これは先述の同社本社の回答と符合する。

加えて、社会保険庁のオンライン記録から申立期間③当時に同社H支社において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚のうち9人と連絡が取れたが、厚生年金保険の加入期間において業務内容がJ業務であったとする者はいない上、このうち1人は、「私は昭和38年に入社し、当初は内勤者としてO業務を担当していたが、41年6月ごろからJ業務となり43年12月まで勤務した。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、この同僚は、O業務の担当からJ業務になったとされる41年6月1日に同支社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

その上、社会保険事務所の記録から、申立人は申立期間③のうち昭和40年5月1日から同年12月11日までの期間について、別の事業所において

厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 なお、申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1410

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 9 年 4 月 30 日まで
代表取締役を務めていたA社は、平成 9 年 4 月 30 日に不渡手形を出して倒産し、同日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった。
自分が受け取っていた報酬は、平成元年ごろから 100 万円で変わりなかったが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 7 年 9 月から 56 万円、8 年 9 月から 9 万 8,000 円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが同社の商業登記簿謄本及び社会保険庁のオンライン記録により認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていた当該事業所は、平成 9 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

2 申立期間のうち、平成 7 年 9 月 1 日から 8 年 9 月 1 日までの期間については、社会保険庁のオンライン記録によると、7 年 9 月 19 日付けで、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額（59 万円）が、同年 9 月 1 日までさかのぼって 56 万円に減額訂正されていることが確認できる（申立人の健康保険に係る標準報酬月額は 98 万円。）。

しかしながら、この処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当する期間に申立人のみが行われていることが、社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

また、申立人は「平成 7 年 9 月の決算を迎えるに当たり、税理士から自分への仮払いが多過ぎるとの指摘を受け、一度自分の給与を下げようかという

話があったが、県の入札に参加する時に自分（代表者）の給与は重要になるとの話があり、結局自分の給与は下げなかったと思う。」と供述しているとともに、申立人から提出のあった破産宣告の申立書に「申立人会社では、平成5年ごろから銀行等の金融機関からの借入額が増加していった。7年ごろには、社員を増やしたことにより、注文が多くなった。しかしながら、申立人会社では、右注文により、逆に資材調達のための資金繰りに窮するようになった。そのため、申立人会社では、知人に連帯保証や物上保証を依頼して金融機関から融資を受けるようになった。また、申立人の個人資産を処分するなどして、金融機関からの借入金の返済に充てるなどした。」との記述があることが確認できる。

これらの状況から判断すると、平成7年9月に同年9月1日から8年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額が減額改定となっていることについて、不自然さは認められない。

これらの事情により、申立人は、当該期間において当該事業所の代表取締役であることから、仮に申立人が給与から主張どおりの厚生年金保険料を控除されていたとしても、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知りうる状況であったと認められる場合に該当することから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成8年9月1日から9年4月30日までの期間については、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後の9年5月7日付けで、申立人の標準報酬月額（56万円）が、8年9月1日までさかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、i) 申立人は当該事業所の代表取締役であること、ii) 申立人は「実印及び代表者印は常に自分が持っていた。厚生年金保険料の滞納は無かったと思うが、倒産前の平成9年3月分の厚生年金保険料は、納付が遅れていたかもしれない。」と供述していること、iii) 申立人の遡及訂正された厚生年金保険料額が55万6,722円であるのに対し、平成9年3月分の当該事業所が納付すべき厚生年金保険料額が53万6,462円であり、ほぼ一致すること、iv) 当該期間において、社会保険に関する事務を委託したとしている社会保険労務士は既に死亡しており、当該期間における標準報酬月額の届出等について確認することができないことを踏まえると、申立人が、当該標準報酬月額の訂正に係る届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役

として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1411

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 1 日から 11 年 3 月 1 日まで

A社の代表者であったが、平成 11 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同日に、私の標準報酬月額が 9 年 12 月にさかのぼって 30 万円から 9 万 2,000 円に減額されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが同社の商業登記簿謄本及び社会保険庁のオンライン記録により認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 11 年 3 月 1 日）と同日付けで、申立人のみが 9 年 12 月から 11 年 2 月までの 15 か月の標準報酬月額について、30 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は当該事業所の代表取締役である上、「会社は、厚生年金保険の適用事業所になった当初から厚生年金保険料の納付は滞りがちであった。管轄の B 社会保険事務所へは自分が何度も相談に行き、滞納保険料の処理方法についての説明を受けていた。全喪時には 40 万円から 50 万円の社会保険料を滞納しており、同社会保険事務所から白紙のようなものに代表者印を押すように言われ、押印したことがあった。この時何らかの説明はあったと思うがよく覚えていない。」と供述していることを踏まえると、申立人が、当該標準報酬月額の訂正に係る届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役と

して自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1412

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 1 日から 48 年 3 月 1 日まで
昭和 47 年 11 月初旬に、A 社が求人募集をしていたので、応募して入社した。
同社と一緒に勤務していた夫は、昭和 47 年 11 月から厚生年金保険の加入記録があるのに対し、私の加入記録が無いのは納得できないので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所において地元採用であったとしており、申立人が記憶している同僚 3 人も地元採用で、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と同じ昭和 48 年 3 月 1 日であることが社会保険事務所の記録から確認できる上、これら同僚 3 人共当該事業所における入社時期を「昭和 47 年 11 月又は同年 12 月であった。」と供述している。

また、社会保険事務所の記録から、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚 5 人に照会したところ、2 人から回答があったが、このうちの 1 人は「A 社 B 施設の C 業務で申立人と一緒に勤務したが、自分の厚生年金保険被保険者資格の取得時期も入社日とは違う。」と供述しているほか、別の 1 人は「自分は本社で採用され、D 地域での E 施設開業に伴い E 事業部に配属された。」と供述しており、同人の被保険者資格の取得時期は記憶している入社時期と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、その夫の当該事業所での勤務状況について「夫は、最初

はF県にあるA社本社が経営するG施設で勤務し、その後D地域に来た。夫は本社採用だったかもしれない。」と供述していることから、当該事業所においては、本社採用者と地元採用者に対する厚生年金保険の適用について、何らかの基準により区分していたことがうかがわれる。

加えて、当該事業所は、昭和56年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、平成元年11月に破産していることから、申立期間当時における本社採用者と地元採用者に対する厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

その上、申立期間において申立人に雇用保険の加入記録は無く、社会保険事務所の記録から、当該期間において申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚年年金 事案 1413

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等：

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 36 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和 57 年 9 月から平成 4 年 1 月 31 日まで
アルバイト情報誌を見てA社（B市C地区に所在）に就職し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。
給与明細書等はないが、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと申し立てているA社について、社会保険庁のオンライン記録により確認したが、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、商業登記簿謄本においても該当事業所が確認できない。

また、申立期間において、類似の名称で厚生年金保険の適用事業所に該当する事業所はD社（現在はE社、所在地はF県G市）、H社（所在地はI県J市）、及びK社（所在地はB県B市L地区）の3事業所があることが社会保険庁のオンライン記録で確認できたが、これらの事業所では申立人の名前が厚生年金保険の被保険者として記録されておらず、H社は平成8年7月26日、K社は4年2月6日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も特定できないことから各事業所において申立人が勤務していたか否か確認できない上、唯一現存しているE社は、申立期間当時、B市内に支店等は無かったと供述している。

さらに、B商工会議所に対してA社と類似する名称の事業所が申立期間当時B市内に存在したか否か確認したところ、個人事業所であるM社が存在し、現存していることが確認できたが、同事業所では「申立人を採用した記憶は無く、A社についても、申立期間当時、B市内に所在していたか否か分からない。」と供述している。

加えて、申立人が記憶している同僚等の3人は、社会保険庁のオンライン記録によると、前述の4事業所（D社、H社、K社、M社）には名前の記載が無い上、該当者を特定することができないため、申立人の申立期間当時における勤務状況等について確認することができない。

その上、申立人に係るA社における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1414 (事案 663 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
② 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
③ 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
④ 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
⑤ 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
⑥ 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
⑦ 昭和 60 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
⑧ 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

昭和 54 年から 61 年の毎年、4 月から 11 月までは A 社の B 船 (小型船舶) で同僚 15 人と共に、C 業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたところ、年金記録を訂正する必要は無いとの結果が通知された。

その後、新たに清算書等及び当時の同僚 5 人が見付かったので、再度年金記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いこと、ii) 雇用保険の記録によると、申立期間①は D 社に勤務しており、申立期間②のうち昭和 55 年 4 月 1 日から同年 11 月 22 日までの期間、申立期間③、申立期間④のうち 57 年 4 月 2 日から同年 11 月 30 日までの期間、申立期間⑤のうち 58 年 4 月 5 日から同年 11 月 24 日までの期間、申立期間⑥のうち 59 年 4 月 15 日から同年 11 月 28 日までの期間、申立期間⑦のうち 60 年 4 月 11 日から同年 11 月 30 日までの期間及び申立期間⑧のうち 61 年 4 月 11 日から同年 11

月 30 日までの期間については、E 社に勤務していたことが認められること、
iii) 社会保険事務所の記録によると、E 社は 62 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、社会保険事務所の記録により申立人と同じく同年 5 月 1 日に E 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している 15 人全員が、申立期間当時の A 社における厚生年金保険の加入記録は無く、このうち所在が確認できた者に照会したところ、複数の者が「申立期間当時、A 社で申立人と一緒に C 業務に従事していた。」と供述していること、
iv) A 社で事務を担当していた者は、「雇用保険は E 社で加入していたが、当時、C 業務は船員保険、健康保険の適用にならず、国民健康保険であった。」と供述していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに、歩合算定明細 6 枚（それぞれの明細に「63 年共済分」、「63 年秋」、「2 年秋」、「H 2. 12/29~H 3. 1/31」、「3 年秋」、「4 年秋」と明記されている。）、平成 5 年 11 月と記載された清算書 2 枚、及び平成 5 年度 C 乗組員歩合金計算書 1 枚の合計 9 枚の資料を提出し「今回、改めて昭和 63 年からの E 社における清算書を提出することにより、前回提出した清算書 5 枚と同じ時期に 2 枚の清算書が交付されることは考えられないため、前回の清算書は、申立期間に A 社で交付を受けたものと信じている。」としているとともに、申立期間当時の同僚 5 人の名前を挙げたことにより「申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と主張しているが、i) 当初の申立ての際提出した所属年の記載が無い清算書 5 枚は、基本給の推移及び厚生年金保険料の控除額から、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が E 社において厚生年金保険の被保険者として確認できる昭和 62 年 8 月から平成 4 年 11 月までのものの一部であることが推認できる上、新たに提出された清算書等は、記載されている年度等から申立期間に係る資料ではないことが確認できること、ii) 同僚 5 人のうち、当初の申立ての際に挙げていた 1 人を除く 4 人に対して申立期間における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、回答のあった 2 人は、いずれも「申立事業所においては、厚生年金保険に加入していなかった。」と断言しており、そのうちの 1 人は「当該期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。」と供述しているとともに、これら 2 人は社会保険庁のオンライン記録から、申立期間に国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1415

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 21 日から 32 年 9 月 16 日まで
昭和 23 年 10 月にA社に採用され、61 年 7 月に定年退職するまで継続して勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとのことである。しかし、申立期間はA社B支店又は同社C支店で勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の関連会社であるD社から提出された申立人の社員名簿及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間においてA社労働組合C支部の組合専従となり、同労働組合E地区本部において組合活動に従事していたことが推認できる。

また、申立人から名前の挙がった同僚2人及び申立期間の後、A社労働組合E地区本部においてF職であった者に照会したところ、「申立期間当時、A社労働組合E地区本部では、F職を除く組合専従者については厚生年金保険に係る事務手続は一切行っておらず、各専従者が所属する地元の同労働組合各支部が同保険の加入の手続を行っていた。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B支店及び同社C支店の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した23人に照会し19人から回答が得られたところ、このうち1人は、「申立期間当時、申立人が所属していたA社労働組合C支部においては厚生年金保険の加入手続を行っておらず、会社（同労働組合C支部の組合員が職務に従事するA社の各支店）の総務担当者が同保険の加入手続を行っていた。」と供述している上、A社労働組合C支部の現F職は、「申立期間当時、A社B支店は同社C支店の管理下にあり、組合に代わ

って会社の総務担当者が組合三役の厚生年金保険の届出に係る手続を行っていたとすれば、それはB支店で行っていたとは考えられず、C支店で行っていたと思われる。」と供述している。

加えて、A社C支店に申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会したところ、「C支店独自の管理台帳が保存されており、同台帳において申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和23年10月2日、同資格喪失日が42年2月1日と記載されているが、この間の標準報酬月額記録は一部しか記載されておらず、記載されている記録の内容については不明である。B支店にも確認したが、これよりも古い資料及び詳細については不明とのことであった。管理台帳以外の資料が残っていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については確認できない。」と回答している。

その上、社会保険事務所が保管するA社B支店及び同社C支店の厚生年金保険被保険者名簿から抽出した申立期間の前後に厚生年金保険被保険者記録のある者で、照会に対する回答があった72人のうち、申立期間当時の同社B支店における厚生年金保険の事務担当者に関する情報について、6人から同1人の名前が挙がったが、この者は既に死亡している上、同社C支店における厚生年金保険の事務担当者に関する情報についても、複数の者から3人の名前が挙がったものの、いずれの者も既に死亡していることから、申立期間当時に各支店において厚生年金保険の事務担当者であったと推察される者からは、申立期間における申立人に係る厚生年金保険の適用状況について具体的な供述を得ることができないほか、上述の72人からも申立期間における申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について具体的な供述は得られなかった。

なお、社会保険事務所が保管するA社C支店、同社B支店、A社労働組合C支部及び同労働組合E地区本部に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、いずれの事業所も、申立期間において申立人の厚生年金保険の加入記録は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

また、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。